

平成27年6月2日  
国土交通省中部地方整備局  
名古屋港湾事務所  
名古屋港管理組合

## お知らせ

## 南海トラフ巨大地震・津波に備えた 名古屋港港湾機能継続計画を策定 ～名古屋港BCP協議会～

### 1. 概要：

「名古屋港港湾機能継続計画」（以下「名古屋港BCP」）については、平成24年11月より、名古屋港港湾機能継続計画作業部会にて、災害発生時に関係者が連携して的確に対応するために共有しておくべき目標や行動等を協議し具体的な検討を進めてきました。

名古屋港BCP協議会※（平成27年3月25日開催）において、名古屋港BCP計画内容等の審議を行い、計画内容が固まったことから今回公表することとしました。

※名古屋港BCP協議会は、名古屋港に関係する行政機関、民間企業及び団体等、30組織で構成され、平常時から関係者間で密接な連携関係を構築するとともに、継続的な議論、実地訓練等を行うことにより、計画を実効的な計画へと改善を図るために平成27年3月25日に設置された協議会。（平成24年11月に設置された名古屋港港湾機能継続計画作業部会が名古屋港BCP協議会へと移行）

会長は中部地方整備局名古屋港湾事務所長、副会長は名古屋港管理組合防災・危機管理担当部長。

### 2. 名古屋港BCPの概要について：

#### （1）目的

災害発生時に関係者が連携して的確に対応するために共有しておくべき目標や行動、協力体制等を取りまとめ、整理・明確化することにより、港湾機能の早期回復を図ることを目的とする。

#### （2）名古屋港BCPの発動基準

- ①名古屋市、知多市、東海市、弥富市及び飛島村のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ②伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③東海地方に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき

### (3) 港湾機能の回復目標

#### ①緊急物資輸送

被災地における緊急物資備蓄量を3日分と想定し、発災後3日以内に最小限の海上輸送ルートを確認する。

その後、発災後7日以内に順次、緊急物資輸送ルートの拡充を図る。

#### ②通常貨物輸送

コンテナ貨物については、発災後概ね7日以内にコンテナターミナルの耐震強化岸壁4バースの機能回復を目指す。

一般貨物（完成自動車、産業機械等）については、耐震強化岸壁3バースにおける緊急物資の取扱いが落ち着いた段階で順次開始する。

併せて、耐震強化岸壁以外の被害の少ない岸壁についても、応急復旧により、早期の機能回復を目指す。

### 3. 名古屋港BCPの内容について：

名古屋港BCPは、下記のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.port-of-nagoya.jp/bousai/kowanbcp/kowanbcp.pdf>

### 4. ホームページへの掲載予定時期：6月2日（火） 14:00

### 5. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、専門紙記者会、名古屋港記者クラブ、 港湾新聞、港湾空港タイムズ、日本海事新聞、海事プレス

### 6. 作業部会の様子（別紙）

### 7. 問い合わせ先：

国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所 企画調整課 板生（いたお）

Tel 052-651-6763 Fax 052-652-0303

名古屋港管理組合 総務部 危機管理室 畔柳（くろやなぎ）・齊藤

Tel 052-654-7813 Fax 052-654-7967

作業部会の様子

